

すくも 市議会だより

第86号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第一回定例会は平成二十九年三月七日に開会し、二十二日間の会期で三月二十八日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「平成二十九年年度宿毛市一般会計予算」など予算議案二十六件、「監査委員の選任同意」の人事議案一件、「宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例制定」など条例議案十四件の合計四十一議案であり、審議の結果、いずれも原案どおり全会一致で可決されました。

市政に対する一般質問は、十三日、十四日に行われ、八人の議員が質問に立ち、また、十五日には議案に対する質疑が行われました。

議会最終日には議員から「宿毛市議案委員会条例の一部改正」及び「指定給水装置工事業業者制度に更新制の導入を求める意見書」が提出され、審議の結果、いずれも原案どおり全会一致で可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

当初予算

◎一般会計(議案第十五号)

平成二十九年年度一般会計予算は総額で、百十九億九千五百五十五万円で前年度より七億六千七百五十万二千円の増額となっております。(詳細は、二、三ページをご覧ください。)

補正予算

◎一般会計(議案第二号)

平成二十八年年度補正予算は、総額で一億八千八百二十三万五千円が減額され、累計で百二十億一千三十万九千円となりました。

第一回(三月)定例会日程

3月7日(火)	本会議	開会、行政方針の表明、議案上程、提案理由の説明
8日(水)	休会	議案等精査
9日(木)	休会	議案等精査
10日(金)	休会	議案等精査
11日(土)	休会	
12日(日)	休会	
13日(月)	本会議	一般質問
14日(火)	本会議	一般質問
15日(水)	本会議	議案質疑
16日(木)	休会	委員会審査
17日(金)	休会	委員会審査
18日(土)	休会	
19日(日)	休会	
20日(月)	休会	
21日(火)	休会	委員会審査
22日(水)	休会	委員会審査
23日(木)	休会	
24日(金)	休会	委員会審査
25日(土)	休会	
26日(日)	休会	
27日(月)	休会	
28日(火)	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

(歳出の主なもの)

- 職員退職手当 ……一億二千七百八十万円
- 土地区画整理事業特別会計繰出金 ……四千七百七万二千円
- 中学校普通教室空調設備設置工事費 ……四千四百三十万七千円
- 生活保護費国庫負担金返還金 ……二千四百四十五万三千円

条例

新たに条例を制定するものです。

◎宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

空き家の有効活用により移住定住を促進することを目的とした「空き家活用移住促進住宅改修事業」の実施により、宿毛市が管理する住宅の設置及び管理に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

◎宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について

山奈小学校敷地内に完成した放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例を制定するものです。

◎宿毛市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、農業委員の選出方法の制度変更や農地利用最適化推進委員の新設が定められたので、これに伴い、現行の「宿毛市農業委員会の選挙による委員の定数条例」を廃止し、

◎宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」第六条に規定されている番号法改正の施行期日が政令に委任されていたが、その政令が公布され、平成二十九年五月三十日から番号法の改正が施行されることとなったので、これに伴い、所要の改正を行うものです。

◎宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別養護老人ホーム「千寿園」における度重なる誤薬事故等に対し、職員の管理・監督の最高責任者である市長及び副市長の給料を平成二十九年四月からの一か月間について減給十分の一とするものです。

◎公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

本市職員を「一般社団法人宿毛市観光協会」へ派遣することができるよう、所要の改正を行うものです。

人事案件

平成二十九年第一回定例会において、次の人事議案を全会一致をもって同意しました。

○監査委員の選任

美濃部 勇氏

意見書

今定例会に議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、政府に提出しました。

◎指定給水装置工事業業者制度に更新制の導入を求める意見書

指定給水装置工事業業者制度は、平成八年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を持って運用されてきた。しかし、平成二十五年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事業業者は約三千者、違反行為件数は年一千七百四十件、苦情件数は年四千八百六十四件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では、新規の指定のみが規定されるため廃止、休止等の状況が把握されないことや、工事業業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には水道事業者による講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘され

ている。

水道利用者の安心・安全のためには、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保する必要がある。については、建設業と同様の制度とするため、下記の事項について強く要望するものである。

記

一 指定給水装置工事業業者制度を更新制とすること。

二 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新、耐震化等を通じて安全な水の供給を将来に渡って確保すること。

一 般 質 問

第一回(三月)定例会の一般質問は、十三日と十四日の二日間に八人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



松浦 英夫 議員

ひとにやさしい福祉のまちづくりについて

問 高齢者や障害者を取り巻く生活環境が社会生活を営むうえでの環境は厳しいものがある。
まちづくりについてどのような視点で行おうとしているのか問う。

答 障害福祉計画や高齢者保健福祉計画等を作成し、各計画に沿って政策を実施し市民の方がより良い生活を送れるよう取組んでいく。

問 バリアフリー法が施行されているが、この法律についてどのように受け止めているのか問う。

答 庁舎や各施設、交通機関のバリアフリー化を実施しているが、今後も、引続き誰もが住みよい地域社会を実現するため、法の趣旨に沿い積極的に推進していく。

問 建物などのハードと心のバリアを取り除くソフト両面の取組みが必要であるが、どのような取組をしているのか問う。

答 心のバリアフリー化といったソフト面の取組みについては継続した市民への啓発活動が必要である。高齢者や障害者等誰もがその人らしく安心して暮らせる地域の実現を

目指していく。

問 避難路や避難場所の整備にあたり、障害者の視点での取組みがなされているのか問う。

答 公助であるハード整備のみの対策では限界がある。自助での避難が困難な方については、地域の方々による共助が必要であり、自助、共助、公助の連携を図る取組みを進めて行く。

問 ひとにやさしいまちづくり条例を制定して取組みを進める考えはないか問う。

答 まちづくり条例の制定については、今後の機運や要望に応じて議論を進めるが、現段階では市の条例制定を急ぐものではない。

スポーツ振興と防災広場について

問 この広場がどのような目的をもって整備されてきたと考えているのか問う。

答 公園内の防災機能の向上を図るため、支援物資の搬入に必要なヘリポート機能やベ

ースキャン機能等を有する災害活動スペースを充実する目的で整備されたものである。

問 市長はスポーツ振興に積極的に取組んでいく考えであり、この施設を競技場として積極的に活用する中で、産業振興は勿論のことスポーツ合宿やスポーツ大会等の誘致活動に取組むべきではないか問う。

答 防災広場を社会体育施設ではなく広く公園として開放し活用をしたい。

問 広場の管理には多額の維持経費が見込まれるが、財政的に厳しい本市としては有料公園施設として指定し、使用料金を徴収しないのか不思議に感じるが、市長の所見を問う。

答 お年寄りから子供まで幅広く多目的に利用されておるので有料公園施設として指定する考えはない。





原田 秀明 議員

県の産業振興計画と宿毛市について

問 高知県の第三期産業振興計画では「国内での外商活動と輸出拡大に向けた体制を強化し、国別や品目に応じた輸出戦略を市町村との連携のもと展開していく」と発表されたが、宿毛市と県との連携策を問う。

答 高知県産業振興計画の第三期計画では、外商の拡大や輸出に挑戦していくことが大きな課題となっている。高知県内の漁業協同組合、加工事業者、飼料会社、商社等で構成される高知県養殖魚輸出促進協議会や高知県とともに、産地加工した養殖魚の輸出に向け国際的な見本市や商談会への参加を通じて、国内の流通体制も含めた課題の洗い出しやサンプル出荷が行われている。今後は目指していく海外市場を絞り込み衛生管理基

準を満たす加工施設を増やしていく必要があるが、海外輸出に向け高度な衛生管理基準を満たす新たな水産加工施設の建設が平成三十年度の完成を目指しており宿毛湾の養殖魚の海外輸出の可能性も高まっている。

地域産業クラスター計画について

問 「遊漁を核としたクラスター形成」を政策として打ち出し関連企業の誘致や遊漁専用マリナーの建設などにまで派生させてはどうか問う。

答 釣りやダイビングなどの遊漁産業については、本市の主要な産業の一つでありまだまだ伸びる可能性を秘めた産業だと思ふ。例えば、サニースライドパークを活用して新鮮な魚介類の購入や海の幸を楽しめる施設、いわゆるフィッシュアーマンズワーフとしての整備を検討していけば、その施設が遊漁を核としたクラスター形成における一つの拠点として活用できるのではないかと考える。

東京五輪自転車ロード競技の事前合宿誘致について

問 自転車ロード競技のオランダのコーチ等が県西部を訪問したようだが、経緯等を問う。

答 二月にオランダ代表コーチ等が県西部に来た。私もロードバイクで同行し案内したが、ぜひ来させていたかくとのこと。本市も積極的に合宿誘致に取り組む。

スポーツ施設の整備について

問 宿毛市は昔からテニスが盛んな所。テニスを通じて市外からの交流人口の拡大も可能。平田工業団地のテニスコートを改修していくべきではないか問う。

答 本テニスコートの年間使用者数は平成二十七年年度は延べ約一万四千人であり、改修の必要性を感じている。今後の改修方法については今までのような部分的な補修ではなく公園施設長寿命化対策支援事業等、国の有利な補助事業

を活用できないか検討していきたいと考えている。



野々下 昌文 議員

ピロリ菌チェックによる胃がんリスク検診について

問 胃がんは密接に関わりの有る萎縮性胃炎の大半がピロリ菌感染によるものである。本市でも四十歳以上の特定健診の項目に、ピロリ菌血液検査を追加してはどうか所見を問う。

がん教育の取り組みについて

問 子供たちの親の年齢は、がん罹患率の高くなる年齢である。子供たちが家庭でがんについて会話をすることで、親の意識も変わり本人たちの生活習慣も変わっていくことになる。考える。その意味で子供たちに対するがん教育は大事である。今後の取り組みについて所見を問う。

答 中学校では、幡多けんみん病院の協力により、がんの訪問授業を定期的に毎年一校から二校程度行っている。がんに関する基本的な知識や早期発見のための検診の重要性、治療法についてご説明いただき、生きることの大切さなど学んでいる。訪問できない学校に

においては保健の授業の中で、がんに関しての授業を取り上げて、全ての学校で、がんに関する教育ができるよう取り組みたいと考えている。

水道行政について

問 昨年の熊本地震では、管路の耐震化の必要性が表面化した。管の繋ぎ目に伸縮性を持たせる耐震化への今後の取り組みと管路の耐震化率について問う。

答 老朽化した配水管等を更新する際に、耐震性の高い管種を選定し耐震化を進めている。管路全体の耐震適合率の正確な把握はできていないが、厚生労働省が公表している耐震化に関する検討報告書を参考に、地盤や管種など、一定の仮定を行い推計すると、全体の耐震適合率は六十%である。

アセットマネジメントの取り組みについて

問 水道事業の長期的な更新事業と、財政収支を把握するには、アセットマネジメントが必要である。速やかな実施

について所見を問う。

答 適切な公共サービスを提供するためのアセットマネジメントは必要であると考えている。これまでは、実施していないが平成二十九年度予算にアセットマネジメントの手法を踏まえた経営戦略を策定するため、委託料を計上している。水道事業を維持するための更新事業、財政支出を、わかりやすい形で表せる計画づくりを進めたいと考えている。



山戸 寛 議員

宿毛小学校の建設位置について

問 これまで現在地での建設を前提に一連の予算が組まれてきていたものが、急に変わった。その点について教育長に問う。

答 中平市長になってから新

たな案が提出され、総合教育会議において教育委員会も改めて保護者や市民の皆さんの意見を聞こうということになった。

問 これまで小学校の建設位置という単純な問題であったものが、宿毛中学校を巻き込んだ形となると、将来的な校再編計画や小中一貫とかの教育システムの変革ということになる。その点について問う。

答 小中一貫の問題は平成二十九年度から、保護者や地域の皆さんのご理解も頂きながら、さらに調査研究を深めていきたい。

問 議会はこれまで現在地の校舎建設を前提に一連の予算の承認を行ってきた。それを、建設予算が計上されていないことを理由に、議会として議決したのではないとしている。このことは、議会が段階を踏んで順を追ってやってきたものを真っ向から否定するものとなっているのではないかと市長に問う。

答 沖本前市長の在任中に、宿毛小学校の現在地を拡張した

上で、施設を改築することが望ましいとの考えのもと、物件移転補償調査予算が提案され議決を受けたことは十分認識しているが、校舎の建て方についてはあくまで素案程度のものであったと理解している。従って一つの案に固執するだけでなく、広く、保護者、地域の皆様のご意見をお聞きした上で校舎の建て方を検討するべきではないかということ、一案から三案までを優先順位をつけずに検討する旨、教育委員会との確認を行っている。

また、議案審議の際も、第三案を選択肢にすることに特段反対意見もなく、一定理解を得られたと認識しており、議会のあり方を否定したものではないと判断している。

市民への説明内容における疑問点について

問 学校建設について目安となる判断をこの三月末までにしたいということであったが、学校再編計画も小中一貫教育の内容も決まっていない。そんなに急がなくても、それらの計画を練り上げた上で考えたらどうか問う。

答 昨年の四月には熊本地震が発生した。大変な被害状況を見聞し、保護者とも話をす



山本 英 議員

小筑紫・大海地区の防災対応離着陸場について

問 目的、運用構想、対象へり、運用時間帯について問う。

答 地域住民が救助を受けたり、救援物資を受け取る手段として、昼間に小型、中型のヘリの運用を前提としている。

問 東北震災では、津波からは非難できたが、低温症で亡くなられた方がいる。早期に雨露のしのげる場所に移動させる必要がある。その際は自

衛隊機が主力になるので、地面の転圧を留意する必要がありますのではないかと問う。

答 多くの方を早期に救出するためにも大型ヘリも使用可能にできるか、設計業務を発注する際に、業者と調整をする。

民間業者との契約について

問 民間活用は平時にはリーズナブルではあるが、災害対応時には人手不足にもなりかねない。市長からの要請により、民間業者にも積極的支援が得られる契約が必要ではないか問う。

答 宿毛市は災害時におけるライフラインの復旧や物資の調達等、公的機関や民間業者との間で協定を締結し対応することとしている。

幕末維新博について

問 歴史館作成のパンフレットはよくできており短時間で歴史散策ができる。惜しむらくは酒井南嶺の紹介の欄に、その遺族が伝承されている「龍

馬の先生であった」という内容を加筆したらどうか問う。

答 パンフレットは広く活用を頂きたい。龍馬引用は、今後、史料の掘り起しと検証を重ね、適切に取り扱う。

問 新たに展示する史料等を問う。

答 歴史館では四点の展示ケースを増設し、新たに二十点の史料を展示している。幕末以降の宿毛の偉人二十一人に関する史料をポリウムアツプし、宿毛の人材輩出を導いた伊賀家の史料を含め感心度の高い史料も適宜展示し、来場者に楽しんでいただけるよう努める。

公用車両の安全管理について

問 管理規定にある過労運転防止、的確な安全教育の実施及び適格な装備品の確保等、十分な対策が必要ではないか問う。

答 最近の公用車の出張は四国外にも及んでおり、安全管理には更に気を付ける。

自衛隊誘致について

問 防衛省が案内する募集事務計画は効果的効果的募集に繋がるが、作成するよう検討しているか問う。

答 同計画は義務付けられたものではないが、自衛隊の人材確保は本市の重要な事務でもあり、計画の策定に向け検討する。

問 現下の情勢と自衛隊誘致について問う。

答 政府は一層の防衛力強化の必要性を判断し、防衛大綱を前倒しで検討するようであり、今後とも関係機関と連携を図りながら、積極的に要望活動や情報収集に取り組む。



宮本 有二 議員

産業祭について

問 産業祭も五回目となるが単なるグルメ大会ではないか、止めたらどうか、産業祭と銘打つのであれば規模は小さくてもバイヤーを招き商談が成り立地産外商につながるものにするべきではないのか。

答 昨年も一万二千人ほど来場があり交流人口の増加には一定の成果があった。バイヤーは二社程度にとどまり新たな取引実績はない。出店者の商談につながる仕組みづくりをし、市外、できれば海外に売れる商品も集める。本市の産業の底上げを図っていきけるよう実行委員会で検討したい。

道の駅について

問 全国で一千百余りと増え続け単なる休憩所から近年では観光拠点施設として整備され都市計画にも組み入れられている。観光客は道の駅めぐりを楽しみ、旅行ルート設定の要因にもなっている。知事にも協力を求め建設に意欲的だが構想について聞く。

答 市街地に人の流れを作ることが出来る場所で地元の特産品の販売や観光の情報発信

などを中心に町の核となる複合施設として整備できないか検討を始めたところだ。お尋ねのサニーサイドパークは新鮮な魚介類などの料理の提供や販売をするフィッシューマンズブーフの様な活用が出来ないか考えている。

大島橋の架け替えについて

問 大島橋の強度は大丈夫か廻角橋の完成後に検討することだが優先順位は逆ではないか、尾崎知事らの国交省との交渉で「緊急防災減災事業債」が三年間延長となった。起債充当率100%、返済時に交付税措置七十%の有利な制度である。期間内に活用して大島橋の架け替えを急いでほしいか。

答 大島橋の重要性は十分認識している。昨年十月の近接目視点検結果では緊急性の高い損傷及び変状は見られなかった。しかし、地震に対する強度は不明のため超音波検査を実施する。厳しい財政状況だが「緊急防災制度」を活用した大島橋の架け替えを検討する。なお、ご提案の海中の橋脚基礎部分の調査も検討したい。

英語教育について

問 文科省の調査では小学校の先生のほとんどが英会話には自信がないと悩んでいる。授業時間の確保も各自治体で創意工夫しろと丸投げの状態だ。どのように指導体制を準備するつもりか。

答 コア・エリア実践研究指定事業の指定を受け推進体制の整備をする。ALTを一名増員し、教員の研修にも活用したい。県教委も英語の教科化に対応できる教員一名を小学校に配置できるよう研修を行っている。民間の英語助手の確保にも努め充実した指導が受けられるよう万全を期したい。



濱田 陸紀 議員

宿毛小学校改築三案について

問 平成二十六年十二月議会の議員協議会において、前沖本市長から萩原の高台用地購入が困難になったことから、宿小北側の民有地を購入し現在地に建設することが、考えられる最善の方法ではないかと判断した、との方針説明があった。宿毛小学校の北側及び東側の用地交渉が進むのであれば、行政の継続性からも現在地を有効に活用して建設すべきではないか、教育長並びに市長の所見を問う。

答 ご指摘のように宿毛小学校の敷地内に改築することが望ましいとの方針を説明したところであるが、その後、中平市長になり、新たに第三案が出て、改めて第一案と第三案を保護者の皆様や地域の皆様にお示しをして、ご意見を伺っている。今後、市長部局

とも協議を重ね、できるだけ速やかに方向づけをしてまいりたい(教育長)。
教育長と同じ考えである。しっかりと協議をして進めてまいりたい(市長)。

問 まちの方々、特にお年寄りの方は、今の小学校にものごく憧れをもっている。もし小学校がなくなったら、「宿毛の二十一人」はどうなるのかといった話まで出てくる。市長がまちのお年寄りの方々ともう一度会話の機会をもっていただきたいと思うが、所見を問う。

答 地域説明会は一定させていただいで、いろいろな意見もいただき、また、いろいろなところの代表の方ともお会いをして、お話をさせていただく機会もつくってきた。そういう中で、どこかで結論を出していかないといけないと思っているが、こういう話は、これからも継続していくので、どこかで切つて、もう意見は聞かないとか、そういうことではないので、その点についてはしっかりと説明をしていただきたい。

学校における個室トイレの整備について

問 男子生徒が学校で大便をする、いじめられて朝食を食べなくなったとの事例があるようであるが、個室トイレの設置について問う。

答 今後、関係学校現場等の意見をお聞きし、また、他の市町村の状況等も研究する中で検討してまいりたいと考えている。

犬・猫等の去勢費用の助成について

問 去勢等の費用を全額補助している自治体もあるようであるが、宿毛市の取り組みについて問う。

答 飼い主のいない猫については、殺処分される不幸な猫をなくすためにも、不妊手術費の助成について検討が必要だと考えている。助成金額や条件など検討課題は多くあるが、他市町村の状況等も勘案しながら、実施に向けて検討してまいりたい。



川田 栄子 議員

空家等対策の推進に関する特別措置法の実施と条例対応について

問 空家等対策の推進に関する特別措置法において空き家等の定義を問う。

答 地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、又は財産の保護とその生活環境の保全と空き家等の活用の促進のために制定された。

問 空家法における行政代執行、略式代執行について説明を求めらる。

答 代執行による措置は勧告や命令など法的手段を行っても改善されない場合の最終的措置である。また、権利者等の確知ができない場合などについて権利者不明のまま執行できるとするのが簡略化された代執行である。対象は個人等

の財産であるため代執行を実施する場合には慎重な検討、判断をしていく必要がある。

問 特定空家の認定は総合判断でなされるが代執行の判断、判断について市長の見解を問う。

答 特定空家と判定された場合、適正管理を図るために必要な措置を取るよう助言、または指導して改善を求める。改善が見られなければ措置、勧告の実施、同時に固定資産税等の住宅用地の特例の対象である場合はこれを除外する。勧告に従わない場合、所有者等の意見を聞いた上で措置命令を実施し、これにもよらなければ過料を課した上で代執行を検討する。

問 住民の苦情の対象となっている空き家に対応するには、老朽化、台風等により、建物倒壊、脱落、飛散等により、人の命、身体、または財産に被害を及ぼす。更には不特定者の進入による火災、犯罪の恐れ、草木の繁茂、害虫の発生などにより周囲の生活環境に支障を及ぼす恐れがある空き家等を地域の実情に適合する仕組みを条例化している市町村もある。積極的、適正管理

推進のため条例対応を問う。

答 特定空家等に関する条例整備について、国の定めるガイドラインを参考に、宿毛市行政手続き条例に基づく手続を行うとしており、新たな条例整備まで考えていない。

決算状況の広報誌での公表について

問 首長の財政運営や議会の財政分野の議論の監視や提案などの役割を担うのは市民であり財政事情を知るために身近なものは広報誌である。歳出は目的別分野と性質別分野に表示されているが当市は目的別歳出のみである。市民に分かりやすく提供するのには行政の重要な役目であり、広報誌の在り方を問う。

答 性質別分野の掲載なども考慮し、しっかりと見やすいものを作ってまいりたい。

◆ 提出された議案 ◆

(定例会)

議案番号	件名	議決結果
第1号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
第2号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第3号 ～14号	平成28年度各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療）及び水道事業会計補正予算について	原案可決
第15号	平成29年度宿毛市一般会計予算について	原案可決
第16号 ～27号	平成29年度各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療）及び水道事業会計予算について	原案可決
第28号	宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
第29号	宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
第30号	宿毛市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	原案可決
第31号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第32号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
第33号	宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第34号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第35号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第36号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第37号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第38号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第39号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
第40号	宿毛市へき地診療所条例の一部を改正する条例について	原案可決
第41号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第42号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書第1号	指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書	原案可決

第一回臨時会の概要

平成二十九年第一回臨時会が二月二十日に開催され、市長から専決処分一件が報告された他、専決処分議案一件、予算議案一件、負担付寄附の受納議案一件が審議されました。

専決処分議案の内容は、ふるさと寄附金の増額により緊急に予算補正をする必要が生じたため、一般会計予算を八千四百二十二万二千円増額補正したものです。

予算議案及び負担付寄附の受納議案は、「林邸」再生・活用に関連する議案で、「志国高知幕末維新博」の開催に合わせ高知県が制定した補助金を活用し、林邸の再生・活用ができないか関係者、関係機関と調整していたところ、建物の歴史的価値を尊重した観光拠点・住民交流の場として活用できる見込みとなったので、議案として計上したものです。

予算議案の内容は、林邸の再生・活用に向けて早稲田大学へ研究委託を予定しており、一般会計予算を三百万円増額するものです。

負担付寄附の受納議案の内容は、当該土地及び建物を所有している林家の関係者から、「歴史的価値を保つ改修をし、宿毛市のために活用すること」との条件付きで寄附をしていただけることとなったので、地方自治法第九六条第一項第九号の規定にもとづき議決を求めるものです。

審議の結果、いずれも全会一致で可決されました。

● 議会用語 Q & A

Q ぜんかいいっち 全会一致とは。

A 本会議や委員会の採決において、出席議員(委員)全員の意味が一致することです。委員長報告の際に、「全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました」などと用いられます。

★ 会議録の 閲覧を ★

市議会たよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

三月定例会の会議録は六月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスワンテレビで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



〈 編集後記 〉

風薫る五月がやって参りました、市民の皆様におかれましては、毎日お元気で活躍のことと存じます。

さて、三月定例会では執行部より「宿毛創生五本の柱」として、産業、観光、防災、人口減少、子育て支援を軸とした、平成二十九年度の行政方針が打ち出されました。

特に産業振興や観光振興につきましては、市政浮揚に直結する事業となりますので、地域の特性を生かした、新たなチャレンジが期待されております。今年度も市議会におきましては、執行部と両輪となり、宿毛市の未来に向けて活動して参りますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

〈 編集委員 〉

- 原田 秀明
- 山本 英
- 山上 庄一
- 野々下 昌文
- 松浦 英夫